

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

介護休業手当金の給付割合の引上げ及び育児休業手当金等の給付上限日額の変更
について（通知）

公立学校共済組合の育児休業手当金及び介護休業手当金の給付水準は、雇用保険法に定める育児休業給付及び介護休業給付に準じて定められています。

このたび、雇用保険法等の一部改正に伴い、地方公務員等共済組合法が一部改正され、介護休業手当金の給付割合が下記とおり引き上げられました。

また、雇用保険法に定める賃金日額が変更されたことに伴い、平成28年8月1日以後の休業日に係る育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限日額も変更されましたので、併せて貴所属所の組合員へ周知してください。

記

1 介護休業手当金の給付割合の引上げ

標準報酬日額の100分の40を支給することとされている給付割合が、平成28年8月1日以後に介護休業を開始した者については、当分の間、標準報酬日額の100分の67へ引き上げられ、平成28年7月31日以前に介護休業を開始した者については、従前の給付割合によることとされた。

表：介護休業手当金の給付割合

区 分	給付割合
平成28年7月31日以前に介護休業を開始した者	100分の40
平成28年8月1日以後に介護休業を開始した者	100分の67

【参考】介護休業手当金の計算式

給付日額（1円未満切捨て）

＝ 標準報酬日額（標準報酬月額額の22分の1の額、10円未満四捨五入）×給付割合

(注) 1 算出した額が、給付上限日額を超える場合は、給付上限日額を給付日額とする。

2 休業日において、報酬（給与）が支給される場合は、報酬（給与）の日額を減額した額を支給する。

2 給付上限日額の変更

雇用保険法第17条第4項第2号ハに規定する賃金日額が変更されたことに伴い、平成28年8月1日以後の休業日に係る育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限日額が、次の表のとおり変更された。

表 1 : 育児休業手当金の給付上限日額

区 分	給付上限日額	
	変更前 (平成 28 年 7 月の休業日まで)	変更後 (平成 28 年 8 月の休業日から)
下記期間経過後の期間 (給付割合100分の50を適用)	9, 6 8 8 円	9, 6 4 7 円
育児休業を取得した期間が通算 して180日に達するまでの期間 (給付割合100分の67を適用)	1 2, 9 8 2 円	1 2, 9 2 7 円

(注) 平成 26 年 4 月 1 日以後に育児休業を開始した場合、育児休業を取得した期間が通算して 180 日に達するまでの期間は、標準報酬日額の 100 分の 67 を支給する。

表 2 : 介護休業手当金の給付上限日額

区 分	給付上限日額	
	変更前 (平成 28 年 7 月の休業日まで)	変更後 (平成 28 年 8 月の休業日から)
平成28年 7 月31日以前に 介護休業を開始した者 (給付割合100分の40を適用)	7, 7 5 0 円	7, 7 1 8 円
平成28年 8 月 1 日以後に 介護休業を開始した者 (給付割合100分の67を適用)	—	1 2, 9 2 7 円

3 申請書等用紙の変更

(1) 介護休業手当金関係

介護休業手当金の給付割合の引上げに伴い、「公立学校共済組合関係申請書等用紙」のうち、介護休業手当金請求書〔整理番号 26-2〕の様式を変更したので、当支部のホームページ（アドレス <http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/>）からダウンロードして取得すること。

なお、ホームページからの用紙取得が困難な所属所については、別途送付するので共済組合へ連絡すること。

整理番号	用 紙 名	変更内容
26-2	介護休業手当金請求書	給付日額の計算式中の給付割合を変更（2枚目）

(注) 変更後の用紙は、平成 28 年 8 月 1 日以後に介護休業を開始した者が請求する際に使用すること。

なお、平成 28 年 7 月 31 日以前に介護休業を開始した者については、従前の様式により請求すること（従前の様式は、当分の間、支部ホームページへ掲載する。）。

(2) 育児休業手当金関係

育児休業手当金請求書〔整理番号 20〕の用紙については、様式に変更はないが、支部ホームページ掲載のエクセル形式の用紙については、給付上限日額のデータを更新したものを改めて掲載するので、適宜ダウンロードして使用すること。

問合せ先
年金給付係 担当 若松・福山
電話 099-286-5220